



## 公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日時

平成28年9月8日(木) 午後1時から午後3時まで

#### (2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

### 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

### 3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものと

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類等

- ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 履歴書
- ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成27年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

#### (2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

#### (3) 受付期間

平成28年7月5日(火)から平成28年7月7日(木)まで(郵送による場合は、平成28年7月7日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

#### (4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

### 5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

### 6 合格者の発表

平成28年10月6日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

### 7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福

祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

## 公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日時

平成28年9月8日(木) 午後1時から午後3時まで

#### (2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

### 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものと
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものと
- (3) 法附則第2項に規定する者

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類等

- ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)
- イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。)
- ウ 若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。)
- エ 若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
- ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成27年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

#### (2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

#### (3) 受付期間

平成28年7月5日(火)から平成28年7月7日(木)まで

(郵送による場合は、平成28年7月7日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合には、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成28年10月6日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド稲里店  
長野市稲里町下水鉋834-34ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド  
長野市南長池205

3 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成28年6月20日

5 届出年月日

平成28年4月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年4月18日から平成28年8月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド檀田店  
長野市大字檀田179ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド  
長野市南長池205

3 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成28年6月20日

- 5 届出年月日  
平成28年4月6日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成28年4月18日から平成28年8月18日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半ホームエイド須坂店  
須坂市大字高梨245ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社綿半ホームエイド  
長野市南長池205
- 3 変更する事項  
(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

- 4 変更年月日  
平成28年6月20日
- 5 届出年月日

- 平成28年4月6日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成28年4月18日から平成28年8月18日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半スーパーセンター長池店  
長野市南長池487ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社綿半ホームエイド  
長野市南長池205
- 3 変更する事項  
(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

- 4 変更年月日  
平成28年6月20日
- 5 届出年月日  
平成28年4月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年4月18日から平成28年8月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

茅野市湖東笹原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

理事

新任

氏名	住所
清水 吉久	茅野市湖東1065番地
関 良吾	茅野市湖東1147番地1
両角 裕明	茅野市湖東1082番地

重任

氏名	住所
中島 剛司	茅野市湖東1127番地
吉江 秀明	茅野市湖東1177番地
清水 強治	茅野市湖東1064番地

退任

氏名	住所
両角 一男	茅野市湖東1189番地
堀内 忠	茅野市湖東1304番地1
清水 幾市	茅野市湖東1191番地

監事

新任

氏名	住所
両角 千文	茅野市湖東1070番地
清水 吉次	茅野市湖東1080番地

退任

氏名	住所
堀内 昭五	茅野市湖東1279番地
関 誠	茅野市湖東1007番地

農地整備課

公告

長野県小渋川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県下伊那地方事務所長 山本 智章

理事

新任

氏名	住所
木下 豊彦	下伊那郡豊丘村大字神稲2218番地4
吉川 憲司	下伊那郡豊丘村大字神稲7589番地
仲岩 均	下伊那郡喬木村2117番地1
吉川 正隆	下伊那郡喬木村15393番地2
大原 成章	下伊那郡喬木村16298番地
岡島 正夫	飯田市下久堅下虎岩1256番地

重任

氏名	住所
森本 季雄	下伊那郡松川町生田323番地
久保田 昭博	下伊那郡豊丘村大字河野3597番地
胡桃澤 健	下伊那郡豊丘村大字河野177番地
原 豊	下伊那郡豊丘村大字神稲4502番地2
菅沼 義人	下伊那郡豊丘村大字神稲6839番地2
壬生 位利	下伊那郡豊丘村大字神稲10641番地
原 昭章	下伊那郡喬木村1159番地
勝野 明人	下伊那郡喬木村7020番地3
中村 正二	飯田市下久堅下虎岩867番地5

退任

氏名	住所
村澤 清志	下伊那郡豊丘村大字神稲191番地1
岩橋 富彦	下伊那郡豊丘村大字神稲7833番地
羽生 正直	下伊那郡喬木村2151番地2
横前 豊	下伊那郡喬木村16480番地
牧内 洋一	下伊那郡喬木村15820番地25
桐生 茂登	飯田市下久堅下虎岩1214番地

監事

新任

氏名	住所
滝川 永人	下伊那郡豊丘村大字河野3755番地
木村 進	下伊那郡喬木村15914番地1

重任

氏名	住所
宮内 昭嘉	飯田市下久堅知久平741番地

退任

氏名	住所
菅沼 優	下伊那郡豊丘村大字神稲7275番地
山田 義勝	下伊那郡喬木村4770番地

農地整備課

公告

安曇野市等々力土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

理事

新任

氏名	住所
望月 満	安曇野市穂高4158番地1
望月 靖	安曇野市穂高4024番地

重任

氏名	住所
高山 勝	安曇野市穂高4502番地
浅川 幸彦	安曇野市穂高2931番地1
望月 雄一郎	安曇野市穂高2748番地
松本 一男	安曇野市穂高8580番地14
須澤 美恵子	安曇野市穂高3171番地
望月 俊明	安曇野市穂高2917番地

退任

氏名	住所
望月 茂治	安曇野市穂高4024番地
望月 茂蔵	安曇野市穂高2714番地

監事

重任

氏名	住所
宇留賀 正志	安曇野市穂高4236番地
等々力 進	安曇野市穂高3108番地

農地整備課

公告

安曇野市烏川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

監事

新任

氏名	住所
小室 英	安曇野市穂高7719番地
平林 哲男	安曇野市穂高柏原3507番地
浅川 嘉朗	安曇野市堀金烏川810番地1
宮澤 利夫	安曇野市堀金三田1226番地1

退任

氏名	住所
内川 喜八	安曇野市穂高7515番地4番地1
野口 征洋	安曇野市穂高柏原4300番地
丸山 政雄	安曇野市堀金烏川1195番地3
鹿川 祥彰	安曇野市堀金三田2419番地2

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

理事

重任

氏名	住所
母袋 創一	上田市下塩尻734番地1
高遠 和秋	上田市上塩尻559番地
春原 左利	上田市上塩尻904番地2
茅野 孝雄	上田市常磐城3丁目11番13号
相田 賢治	上田市諏訪形830番地
片山 喜美男	上田市上田原666番地1
堀内 熙	上田市小牧649番地
清水 幸	上田市築地255番地
生島 常吉	上田市小島710番地
早川 慶寿	上田市富士山3300番地1

監事

重任

氏名	住所
中村 良一	上田市上田原345番地
坂田 正夫	上田市古安曾3796番地
斉藤 仁一	上田市常磐城3丁目7番43号

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年4月18日

長野県佐久地方事務所長 佐藤則之

- 1 指定番号 佐久第357号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年3月24日
- 4 指定道路の位置 佐久市岩村田字木戸在家922-9
- 5 指定道路の延長 47.74メートル
- 6 指定道路の幅員 6.03メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年4月18日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

- 1 指定番号 上小第723号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年3月22日



- 4 指定道路の位置 東御市常田字伊勢原253-4、256-2、267-5、267-7
- 5 指定道路の延長 72.90メートル
- 6 指定道路の幅員 6.08メートル及び5.08メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年4月18日

長野県上伊那地方事務所長 堀田文雄

- 1(1) 指定番号 上伊那第562号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年2月19日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字大道上10800-59
- (5) 指定道路の延長 64.13メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.12メートル
- 2(1) 指定番号 上伊那第563号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年2月19日
- (4) 指定道路の位置 伊那市境1455-9
- (5) 指定道路の延長 34.33メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.29メートル
- 3(1) 指定番号 上伊那第564号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年3月17日
- (4) 指定道路の位置 伊那市荒井4512-26及び4512-28
- (5) 指定道路の延長 34.50メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.78メートル
- 4(1) 指定番号 上伊那第565号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年3月29日
- (4) 指定道路の位置 駒ヶ根市下平865-2
- (5) 指定道路の延長 32.89メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.91メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年4月18日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

- 1 指定番号 松本第320号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

る指定に係る道路

- 3 指定の年月日 平成28年2月16日
- 4 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1659-1、1660-1、1660-11、1664-1、1664-2、1664-9、1664-14、1664-15、1664-19、1664-23
- 5 指定道路の延長 106.53メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年4月18日

長野県北安曇地方事務所長 久保田俊一

- 1 指定番号 北安曇第373号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成28年3月25日
- 4 指定道路の位置 北安曇郡池田町大字中鶴2847-3の一部、2848-3の一部、2848-3の先、2848-8
- 5 指定道路の延長 43.00メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

正 誤

平成28年4月11日付け公告「大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧」中

ページ	行(箇所)	誤	正
10	上から12	センター	モール

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室